申し込み時の必要事項

① 行事名（希望する日時・曜日・会場・コースなども）　② 住所（郵便番号も）　③ 氏名（ふりがな）　④ 年齢
⑤ 電話番号（ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも）　⑥ 学校名・学年（児童・生徒のみ）
⑦ 返信先（往復はがきの場合）　※申し込みは1人（1組）1通です

保険・年金

障がいのある方を対象としたパソコン講習

内 各種コースあり。全4回。
日 7月2日(火)～8月22日(木)。
所 身体障害者福祉センター（西区二十四軒2の6）。
対¥ 障がいのある20歳以上のパソコン初心者。2千円。
申 区役所などで配布中の申込書を、開催月の前々月末日まで。（抽選）
問 障がい者ITサポートセンター☎(769)0841

国民健康保険

＜加入漏れにご注意ください＞

協会けんぽや共済組合など、国保以外の公的医療保険に本人として加入していた方が、後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者だった方は、他の家族の扶養に入る場合を除き、国保の加入手続きが必要です。

＜所得申告書の提出を＞

国保の保険料は、前年の所得に基づいて算定します。税の申告をした方や所得税が源泉徴収された方はその所得を基に算定しますが、それ以外の方は保険料算定のための所得申告書を提出していただきます。申告書が送られてきた方は、必ず提出してください。

問 区役所（1ページ）の保険年金課

国民年金

＜学生の皆さんへ＞

大学・大学院・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在学する20歳以上の学生で保険料の支払いが困難な場合、本人の所得が一定以下であれば、学生の間の支払いが猶予され、後払いできる学生納付特例制度があります（手続きは毎年度必要）。

承認された期間は年金の受給資格期間になり、10年以内であればさかのぼって納付できます（3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料に加算が付きます）。

希望する方は、年金手帳、印鑑（シャチハタ不可、本人自署の場合は不要）、学生証か在学証明書、所得証明書（本人に前年所得がある場合のみ）、離職した方は雇用保険受給資格者証などを持参し、お住まいの区の区役所年金係へ申請してください。

問 区役所（1ページ）の保険年金課

税金

＜インターネット公売＞

内 差し押さえた動産、不動産を売却。申し込みは5月24日(金)～6月10日(月)。
入札期間 せり売り（動産）＝6月17日(月)～19日(水)。入札（不動産）＝6月17日(月)～24日(月)。
問 納税指導課☎(211)2292、HP

＜家屋の実地調査にご協力を＞

固定資産税の評価額を算出するため、今年、新築・増築・改築された家屋（車庫・物置を含む）を対象に実地調査を行っています。所有者の方には、間取りや使用資材を見せていただきますので、ご協力ください。

問 市税事務所（左表）の固定資産税課

■問い合わせ先

区	市税事務所・所在地	電話番号		
		納税課	市民税課	固定資産税課
中央区	中央（中央区北2東4 サッポロファクトリー2条館）	211-3913	211-3914	211-3918
北・東区	北部（中央区北4西5 アスティ45）	207-3913	207-3914	207-3918
白石・厚別区	東部（厚別区大谷地東2交通局庁舎）	802-3913	802-3914	802-3918
豊平・清田・南区	南部（豊平区平岸5の8イースト平岸）	824-3913	824-3914	824-3918
西・手稲区	西部（西区琴似3の1コトニ3・1ビル）	618-3913	618-3914	618-3918

健康

市民交流ウオーキング大会

内 4km、9kmの2コース。
日 6月14日(金)9時30分。
所定 真駒内公園。集合は真駒内屋外競技場入り口。300人。
申 5月27日(月)から☎。（先着）
申込先 問 市コールセンター☎(222)4894

家庭医学講座

内 リウマチ。個人相談あり。
日 5月25日(土)13時30分。
所 医師会館（中央区大通西19）。
問 健康企画課☎(622)5151

がんを知る展

日 5月17日(金)～19日(日)。
所 イオン平岡店（清田区平岡3の5）。
問 健康企画課☎(622)5151

精神療養講座

内 音楽療法と園芸療法。
日 5月18日(土)14時～16時。
所 WEST19（中央区大通西19）。
問 市コールセンター☎(222)4894

呼吸リハビリ教室

内 医療講演会、リハビリ指導。
日 6月7日(金)12時50分～15時30分。

5月31日(金)は軽自動車税の納期限です

納税に関するご相談は市税事務所納税課（左上表）へ

65歳以上の公的年金受給者の方の個人市・道民税の納付方法

対象の方は、公的年金から個人市・道民税（住民税）が特別徴収（天引き）されます。詳しくは、6月中旬に発送する通知書をご覧ください。

■対象者 前年中に公的年金を受給している、25年4月1日時点で65歳以上の方。
※介護保険料が年金から天引きされていない方、1月1日以降に市外へ転出された方などは除く
■対象税額 年金所得に対する住民税額。
※年金以外の所得に対する住民税額は、従来どおり納税通知書で納めていただきます

■天引きの時期と方法

年金受給月	前年度から年金天引きが	
	①継続している方	②継続していない方
4月	2月分と同額を各月の年金から天引き（仮徴収）	
6月・8月		1/2相当額を納税通知書で納付
10月・12月	仮徴収分を除いた額を年金から天引き（本徴収）	残り1/2相当額を年金から天引き
来年2月		

問 市税事務所（左上表）の市民税課